

令和 8 年生駒市教育委員会

第 6 回定例会 議案

令和 8 年 6 月 1 6 日

生 駒 市 教 育 委 員 会

## 令和8年生駒市教育委員会(第6回)定例会議案目録

| 議案番号   | 議 案 名                                               | 項  |
|--------|-----------------------------------------------------|----|
| 報告第15号 | 臨時代理につき承認を求めることについて(令和8年生駒市議会第5回(6月)定例会提出議案の意見について) | 1  |
| 議案第24号 | 生駒市立幼稚園弁当給食の提供に関する規則の制定について                         | 4  |
| 議案第25号 | 令和8年度生駒市教育委員会の活動の点検及び評価について                         | 6  |
| 議案第26号 | 生駒市社会教育委員の委嘱について                                    | 7  |
| 議案第27号 | 生駒市スポーツ推進審議会委員の委嘱について                               | 10 |

## 報告第 15 号

### 臨時代理につき承認を求めることについて

（令和 8 年生駒市議会第 5 回（6 月）定例会提出議案の意見について）

令和 8 年生駒市議会第 5 回（6 月）定例会提出議案の意見について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 5 条第 2 項の規定により、令和 8 年 6 月 1 日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 16 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

### 【提出議案】

- ・ 令和 8 年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）（追加提案分）



議案第 47 号

令和 8 年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）

令和 8 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

令和 8 年 6 月 4 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史



## 第 1 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

[単位 千円]

| 事 項                                             | 期 間   | 限 度 額           |
|-------------------------------------------------|-------|-----------------|
| 上 中 学 校 長 寿 命 化<br>改 修 工 事 ( I ・ II 期 )         | 令和9年度 | 1, 3 3 4, 0 2 5 |
| 上 中 学 校 長 寿 命 化<br>改 修 工 事 監 理 業 務 ( I ・ II 期 ) | 令和9年度 | 2 2, 4 9 0      |

## 議案第 24 号

### 生駒市立幼稚園弁当給食の提供に関する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 8 年 6 月 16 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

#### 生駒市立幼稚園弁当給食の提供に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、保護者の子育てを支援するため、幼稚園弁当給食の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(幼稚園弁当給食の提供)

第 2 条 幼稚園弁当給食(幼稚園における配送による弁当給食をいう。以下同じ。)は、生駒市立学校設置条例(平成 20 年 3 月生駒市条例第 6 号)第 2 条に規定する幼稚園(生駒市立南幼稚園及び生駒市立認定こども園生駒幼稚園を除く。以下「幼稚園」という。)において提供する。

2 幼稚園弁当給食を提供する日は、生駒市教育委員会(以下「委員会」という。)が定める日とする。ただし、幼稚園の園長(以下「園長」という。)は、委員会の承認を受けて幼稚園弁当給食を提供しない日を定めることができる。

(幼稚園弁当給食の申込み)

第 3 条 幼稚園弁当給食の提供を希望する保護者は、委員会が定める日までに、幼稚園弁当給食申込書兼誓約書を園長に提出しなければならない。

(届出)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するときは、委員会が定める日までに園長に

当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 幼稚園弁当給食の提供の休止を希望するとき 幼稚園弁当給食休止届
- (2) 幼稚園弁当給食の提供の終了を希望するとき 幼稚園弁当給食終了届  
(幼稚園弁当給食費の納付)

第5条 幼稚園弁当給食の提供を受ける保護者は、幼稚園弁当給食費を納付しなければならない。

2 幼稚園弁当給食費の額は、1食当たり486円（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額を含む。）とする。

（教職員への幼稚園弁当給食の提供）

第6条 幼稚園の教職員は、幼稚園弁当給食の提供を受けることができる。

2 教職員への幼稚園弁当給食については、第3条から第5条までの規定を準用する。

（施行の細目）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。

（準備行為）

2 幼稚園弁当給食の提供のために必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

議案第 25 号

令和 8 年度生駒市教育委員会の活動の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条に基づき、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 5 号の規定により、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 16 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

## 議案第 26 号

### 生駒市社会教育委員の委嘱について

生駒市社会教育委員に下記の者を委嘱したいから、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 7 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 16 日

生駒市教育委員会  
教育長 原井 葉子

### 記

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 位坂 美知子 （生駒市子どもの本連絡会）

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 浦林 直子 （社会教育関係者）

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 大谷 裕美子 （学識経験者）

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 岡島 保弘 （生駒市家庭教育支援チーム）



委嘱期間 令和８年７月１日から令和１０年６月３０日まで



住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 竹内 幸子

住 所 ●●●●●●●●●●●● (●●●●●●●●)

氏 名 辻本 宣之

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 濱田 真人

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 林 陽子

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 松岡 岳史

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 連 靖和

委嘱期間 令和8年7月1日から令和10年6月30日